

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成20年3月11日

【事業年度】 第30期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 株式会社クロップス

【英訳名】 CROPS CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 前 田 博 史

【本店の所在の場所】 名古屋市中村区名駅四丁目23番9号

【電話番号】 (052)588-5640（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役管理部門担当 小 林 正 明

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中村区名駅四丁目23番9号

【電話番号】 (052)588-5640（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役管理部門担当 小 林 正 明

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月15日に提出いたしました第30期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

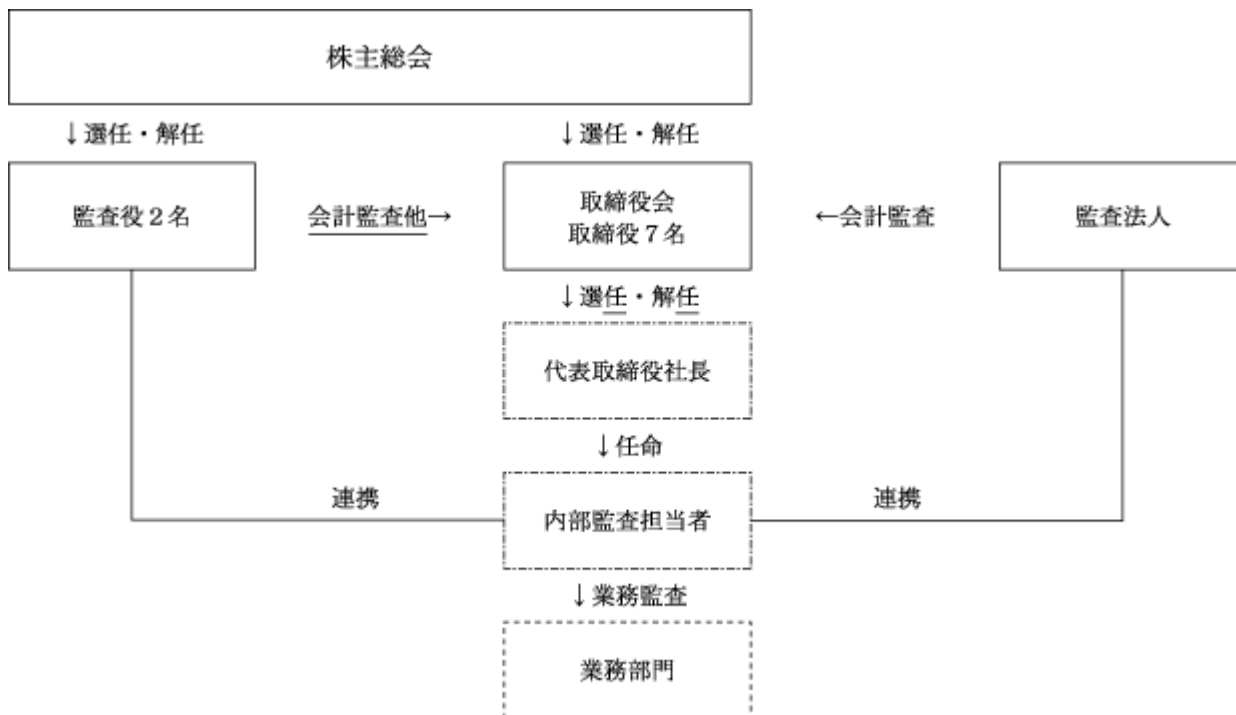
第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) (略)

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況



① 取締役会

取締役会は7名の取締役で構成されており、毎月1回開催される定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

(略)

② 事業会議

当社では、毎月2回取締役会とは別に代表取締役及び各統括チーム担当取締役により事業会議を開催しております。事業会議では、各統括チームより業務の執行状況について報告がなされ、タイムリーな情報を基に今後の事業展開の方策について意見決定を行っております。

③～⑤ (略)

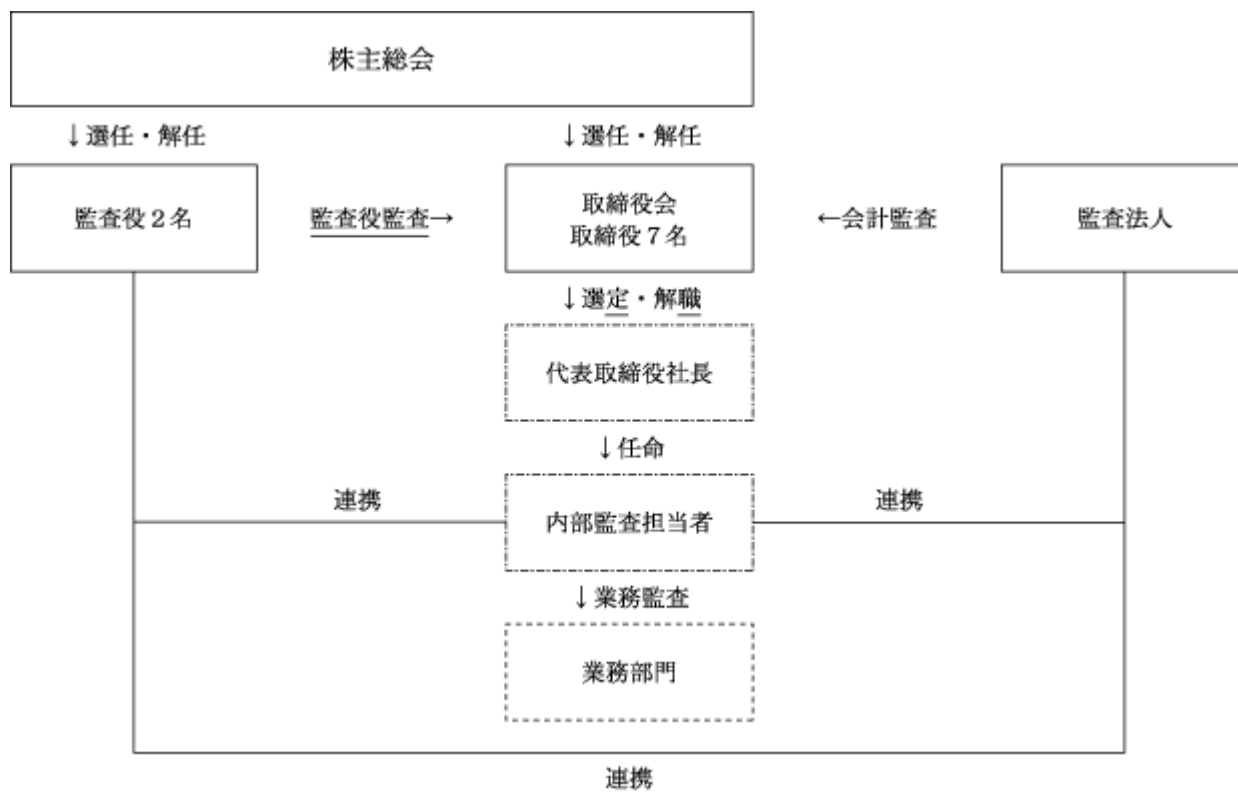
(3)～(10) (略)

(11) 株主総会の特別決議要件 (略)

(訂正後)

(1) (略)

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況



①取締役会

取締役会は7名の取締役及び2名の監査役で構成されており、毎月1回開催される定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

(略)

②事業会議

当社では、毎月2回取締役会とは別に代表取締役及び各統括チーム担当取締役により事業会議を開催しております。事業会議では、各統括チームより業務の執行状況について報告がなされ、タイムリーな情報を基に今後の事業展開の方策について審議を行っております。

③～⑤ (略)

(3)～(10) (略)

(11) 自己株式の取得の決定機関

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(12) 株主総会の特別決議要件 (略)

(13) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により取締役及び監査役の任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款で定めております。

また、会社法第427条第1項の規定により社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を取締役会の決議によって締結することができる旨定款で定めております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

(14) 中間配当金

当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当（中間配当金）を行うことができる旨定款で定めております。